大阪市水道局告示第51号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第１項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第４号）第17条第１項の規定に基づき告示する。

令和８年10月16日

大阪市水道局長　　坂　本　篤　則

名　　称	所　　在　　地	指　定　日
株式会社西村総合設備	大阪府高槻市富田町六丁目21番36号の２	令和８年９月30日
ジョーシンサービス株式会社	大阪市浪速区日本橋五丁目１番11号	
青木設備	大阪市阿倍野区共立通２丁目１番29号	
栄大設備	大阪市鶴見区茨田大宮１丁目１番25号	
大勝産業株式会社	大阪府泉南市中小路二丁目2647番地の２	
太閤設備	大阪市都島区毛馬町４丁目14番１号	
井手設備	大阪府大東市寺川５丁目18番62号	
有限会社アクア	兵庫県神戸市東灘区御影石町四丁目５番26号	
エモーションクリエート株式会社	大阪市淀川区西中島四丁目11番27-701号	

（水道局工務部給水課）